平成27年9月30日(水)

門外不出

第165回

神個協情報

神奈川個人タクシー
協同組合
755-2111(代)

仲秋の候、組合員の皆様には益々ご健勝のこととご推察申し上げます。平素は組合運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

改正タクシー特措法に基づき、京浜交通圏は準特定地域から特定地域に指定され、供給過剰の解消に向けた取り組みを効果的に実施する仕組みが整えられたことになります。

この仕組みの最大の特色は、特定地域において、新規参入と増車を禁止するとともに、協議会における合意を基礎として、一定の場合に強制力のある方法による供給力削減の制度が導入されたことであります。前者により過剰のさらなる進行を遮断するとともに、後者により供給過剰解消の加速化を図り、これらが相まって日車営収の改善効果、さらには確実かつ迅速な運転者の賃金水準の回復を効果的に促進することを目的としています。

9月30日には適正化・活性化特定協議会の初会合開催が決まっており、「設置要綱」改正についての賛否を取っていますが、当組合では提出頂いた組合員の80%以上が要綱改正に同意を頂いております。ご協力に感謝申し上げます。個人タクシーからは当初小島道春県協会長1名が委員として出席予定でしたが2名追加になり武田幸太郎・中崎廣県協会副会長が出席します。

タクシー業界では供給過剰解消に大変な努力をしているところであり、平成21年10月より新規の許認可がありませんので、個人タクシーにおいては台数の減少に歯止めがかからない状態にあります。このような状況にあるタクシー業界に、自家用車ライドシェア(自家用車の運転者にスマートフォンを利用して配車する)を仕掛けている会社が多数あり、代表格に「ウーバー{世界で1日100万件の配車実績がある。福岡で実証実験を行い運輸局より白タク禁止で差し止めらる}」・「リフト{楽天:三木谷浩史社長(新経済連理事長)が360億円出資して役員に、道路運送法の改正を要請}」・「ヘイロー」等があり、日本上陸は不明だが「グラブタクシー{シンガポールを中心に東南アジアで一日100万件の配車実績があり、ソフトバンク:孫正義社長が300億円を出資し筆頭株主}」等があります。その他「過疎地等における自家用車ライドシェアの拡大を国家戦略特別区域諮問会議に提言している{パソナグループ:竹中平蔵取締役会長・慶応大学教授、他有識者議員}」等もありますので油断できない状況であります。自家用車ライドシェアに対しては、法・個・労組をあげて断固反対の姿勢で一致団結し協力し合うことが重要です。また個人タクシーとしてライドシェアに対抗するためには、組合員一人ひとりが切磋琢磨して、「安全・安心・快適の個人タクシー」「信頼できる個人タクシー」矢張りプロ中のプロの個人タクシーのドライバーは運転も接客も違うと世間から言って頂けるようになるまで努力する必要があります。組合員・役員が一致団結して取り組みましょう。全員でマスターズ「みつ星」を目指し、事故削減目標達成に向かって努力しましょう。組合員各位のご協力を心よりお願い申し上げます。

一般報告

1. 組合員事業廃止について

(中)内藤　定信	平成 27 年 9 月 24 日	譲渡廃業
(旭)佐藤　靖	平成 27 年 9 月 24 日	譲渡廃業
(旭)鈴木　充	平成 27 年 9 月 24 日	譲渡廃業
(南)髙見　壽夫	平成 27 年 9 月 24 日	譲渡廃業
(港)岩島　弘吉	平成 27 年 9 月 24 日	譲渡廃業
(戸)十河　和明	平成 27 年 9 月 24 日	譲渡廃業
(金)阿部　武俊	平成 27 年 9 月 24 日	譲渡廃業

いつまでもお元気でお過ごし下さい。

2. 組合員加入について　（平成 27 年 9 月 24 日付け譲受認可者）（7 名）

(磯) 本松（もとまつ）　直美（なおみ）　(62 歳)　〒235-0011　磯子区丸山 1－5－11

組合員番号 7933　　無線　４－１８７　　TEL 753-7438
譲渡者　(戸)十河　和明　　大明交通㈱

(金) 秋山（あきやま）　輝夫（てるお）　(49 歳)　〒239-0813　横須賀市鴨居 2－36－10

組合員番号 0150　　無線　４－１００　　TEL 046-842-0867
譲渡者　(旭)鈴木　充　　京急文庫タクシー㈱

(南) 沖山（おきやま）　高（たかし）　(56 歳)　〒232-0061　南区大岡 1－6－16－101

組合員番号 2080　　無線　４－４３２　　TEL 050-1019-4228
譲渡者　(南)髙見　壽夫　　京急横浜自動車㈱

(金) 田中（たなか）　文典（ふみのり）　(61 歳)　〒238-0246　三浦市尾上町 6－13

組合員番号 5566　　無線　４－３５１　　TEL 046-881-0927
譲渡者　(港)岩島　弘吉　　京急文庫タクシー㈱

(戸) 髙橋（たかはし）　史（ちかし）　(46 歳)　〒245-0066　戸塚区俣野町 1403－16－404

組合員番号 5432　　無線　４－４１２　　TEL 516-5375
譲渡者　(中)内藤　定信　　㈱グリーンキャブ

(神) 土屋（つちや）　泰夫（やすお）　(49 歳)　〒227-0053　青葉区さつきが丘 17－11

組合員番号 5757　　無線　４-３５４　　TEL 500-9556
譲渡者　(金)阿部　武俊　　神奈川都市交通㈱

(南) 神田（かんだ）　松次（まつじ）　(51 歳)　〒232-0004　南区前里町 3－81－2　2－414

組合員番号 2655　　無線　未定　　TEL 090-5507-8510
譲渡者　(旭)佐藤　靖　　大栄交通㈱

3. 譲渡譲受申請状況について

事前試験合格者との平成27年8月譲渡譲受申請組み合わせ

譲渡者	年齢	譲受者	年齢	住所・勤務(出身)会社
(旭) 湯上　正義	73	秋山　高一	47	神奈川区西寺尾 2-39-9 メトロ自動車㈱
(南) 服部　民雄	74	長島　達也	46	横須賀市久比里 1-12-8 京浜ハイヤー㈱・日の丸自動車興業㈱
(旭) 安部　文治	72	佐藤　邦彦	47	保土ケ谷区釜台町 34-24 メトロ自動車㈱

申請から認可までは標準 3 ヵ月以内

4. 職員の退職及び採用について

坪井 歩実　　平成 27 年 9 月 11 日　退職　　総務係
関根 温史　　平成 27 年 9 月 15 日　採用　　総務係

5. 10 月度支部会日程の決定について

	24日 (土)	25日(日)
13:00	中央・保土ヶ谷・旭	戸塚 ・ 金沢
15:30	神奈川 ・ 磯子	南 ・ 港南

※ 会場は組合5Ｆ会議室です。2日間での開催となります。
※ 遅い方の開催は 15:30 の開始となります。ご協力をお願い申し上げます。
※ 11月の支部会は合同支部会の開催予定です。
✧ 11月合同支部会
開催日時　平成27年11月25日(水)・26日(木) 各 13:00 ～
開催場所　磯子公会堂 (磯子区役所) 磯子区役所駐車場には駐車出来ません。
(各支部の日程は10月開催の理事会で決定します)

6. 職員研修実施に伴う窓口業務・チケット換金時間の変更及び無線配車代務オペレーターについて

職員のスキルアップを目指し職員研修会を組合講堂において開催致します。
本年は多発する自然災害への職場における対処について研修を行います。
平成 27 年 10 月 9 日(金)16:00～

※ 会計・保険・事故・総務・帳簿の窓口業務は 15:00 まで受付けます。
※ チケット換金時間変更
りそな銀行アンサーは 14:30 まで受付けます。
りそな銀行・郵便局は 15:00 まで受付けます。
※ 研修会に伴い無線配車係 B 番(17:00～01:00)は代務オペレーターが 1 名入ります。
○ 組合員の皆様にはご協力の程何卒宜しくお願い申し上げます。

7. 接客マナーコンテストの応募者を募ります

(一社)全個協では「新サービス向上推進 5 ヶ年計画」が平成 26 年度をもって終了したことから、平成 27 年度より「スキルアッププラン 2015」として平成 31 年度までの 5 年間、1 年ごとに推進項目と実施主体を定めて取り組むこととしています。初年度であります平成 27 年度は効果的に推進するため、「マスター事業者コンテスト第 2 回大会」

が 7 月に実施されております。また、関東支部では「マスター事業者コンテスト」の関東支部本選会を平成 28 年の 3 月に開催予定となりました。
これらを踏まえて神奈川県個人タクシー協会では「関東支部マスター事業者コンテスト」本選会ノミネートを決める「マスター事業者準本選会」を開催することとなりました。
マスター事業者「みつ星」の方は進んでチャレンジして下さい。
応募期限は 12 月 25 日(金)です。

✧ 神奈川県個人タクシー協会「マスター事業者コンテスト準本選会」

開催日　　平成 28 年 2 月中旬頃の予定

8. (一社)全国個人タクシー協会の協会表彰について

(一社)全個協の第 3 回定時総会において協会表彰が行なわれ次の組合員が表彰されました。表彰状等を順次お渡し致します。

永年勤続：(神)木村長昭

マスター功労：(旭)青島 正明・(金)臼井 百美・(保)瓜田 治也・(戸)加藤 栄司・(港)久保 肇・(金)栗田 達夫

9. 平成 27 年度 関東運輸局 神奈川支局長 表彰について

日　時　　平成 27 年 9 月 3 日(木)10:30～12:00

場　所　　(社)神奈川県トラック協会

当組合では、(保)秋元 勇生 組合員が表彰を受けました。

10. マスターズ委員会開催報告

開催日　　平成27年9月17日(木)13:00～

議 案

① 認定基準の確認

② マスターズ制度　認定及び加入状況　(平成27年9月現在)
　マスター(みつ星)303名　　ふたつ星130名　　ひとつ星67名

＜参考＞組合員数538名中　参加者500名　不参加者27名　廃業者予定者11名

③ 平成27年12月認定　申請・届出状況(平成27年9月25日現在)
　みつ星→みつ星254名　降格ふたつ星→みつ星9名　自動ふたつ星→みつ星43名
　みつ星→ふたつ星48名　みつ星→ふたつ星1名　ふたつ星→ひとつ星15名
　ひとつ星→ひとつ星8名　ひとつ星→ふたつ星59名

④ 平成27年12月みつ星認定申請者の審査

⑤ 適正な称号表示の確認について

⑥ その他

11. 羽田空港内「暫定ルール」の正式運用化について

国際線における毎週（土）（日）（祝）の夜間入構ルールは暫定的に平成 27 年 9 月 30 日までとしてきましたが、平成 27 年 10 月 1 日より下記の通り正式運用といたします。

記

【国際線】

毎週（土）（日）（祝）の 23 時～25 時については、国際線計画配車入構法人タクシー事業者および国際線計画配車入構個人タクシー組合に所属する車両は、計画配車板が無くても台数に制限なく入構可能とする（平成 27 年 8 月 1 日付変更実施)。

＊尚、改正ルールは暫定的に平成 27 年 9 月 30 日までとする。**⇒平成 27 年 10 月 1 日をもって正式ルールと致します。**

暫定ルールの継続として

【国際線】

① 曜日、時間を問わず車両不足が発生した場合、臨時応援車両として計画配車板を持たない車両の入構を認めるものとする。
但し、臨時応援車両は国際線計画配車入構法人タクシー事業者であり且つ優良法人タクシー事業者であること。　また国際線計画配車入構個人タクシー組合に所属するマスター（みつ星）事業者であること。

【国内線】

① 実車・空車を問わず始発便から 15 時までに国内線（第 1、第 2）待機場に入構した車両はそのまま待機可能とする。(15 時以降は計画配車事業者のみ入構可能とする)

② 15 時以降に車両不足が発生した場合、臨時応援車両として計画配車板を持たない車両の入構を認めるものとする。
但し、臨時応援車両は国内線計画配車入構法人タクシー事業者であり、また国内線計画配車入構個人タクシー組合に所属する事業者であること。

以上

＊ 臨時応援要請の場合、翌日までにセンター指導課宛「臨時応援報告書」を FAX すること

12. 羽田空港内禁煙ルールの徹底について

羽田空港内各「タクシー乗り場及びタクシー待機場内での禁煙」について、いまだに運転者が車外にて喫煙する行為が見られ、守られていないとの苦情が東京タクシーセンター及び羽田空港ターミナル等より、多く入ってきております。

羽田空港内においては東京タクシーセンター職員の巡回だけでなく、モニターカメラにて空港ターミナルビルにおいても常に利用者の利便を図っています。各乗り場においては絶対に禁煙、待機場においても所定の喫煙所以外では禁煙を徹底して下さい。

ご協力お願い致します。

共済事業部報告

1. 8 月度事故報告

	加 害	被 害	自過失	双 方	当 逃	合 計	人 身
（ ）内の数字は人身		(1)		(1)			
本年当月発生件数	3	6	5	2	0	16	2
（ ）内の数字は人身	(2)	(1)		(1)	(1)		
前年同月発生件数	6	5	4	4	1	20	5
前年度と比較	−3	＋1	＋1	−2	−1	−4	−3

2. 平成 27 年度 組合主催 支部対抗交通安全コンクールを実施中です。

期　間　　平成 27 年 9 月 1 日(火)～平成 27 年 10 月 31 日(土)

今年も各支部の交通安全コンクールの好成績をご期待申し上げます。

3. **自賠責保険も組合での加入に御協力お願いします**

組合での加入に御協力をお願いします。自賠責保険料は 12 ヶ月分で 37,610 円になり、現金のみの扱いになります。車検証が必要になりますので御持参の上、車検日までに手続きをお済ませ下さい。

4. **平成 27 年 10 月度ＬＰＧ販売価格について**

掛売 85 円 32 銭(79 円＋消費税 6.32 円)

※ 円高傾向にあり、CP が更に下がりましたので 3 円の値下げとなりました。

5. **グッドライフサーラ関東(株)(星野町ＬＰＧスタンド)キャンペーンについて**

充填量フィーバーキャンペーン、数字が並べば QUO カード 1,000 円分即日手渡し！
22.2ℓ　33.3 ℓ　44.4 ℓ　 55.5 ℓ　66.6 ℓ　77.7 ℓ　これらの数字が大当たりです。

6. **団体生命の配当金について**

団体生命の配当金振込予定日
振込日　　平成27年10月22日(木) に各組合員の口座に振込み予定です。

※ 平成27年10月21日正午時点で4ヶ月以上滞納金のある方は差引後の振込みとすることをご了承願います。

【平成 26 年度団体生命保険配当金について】
〈参考〉(平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日)

		1ヶ月当たり	12ヶ月当たり
● 配当金	主契約100万円につき	529円	6,348円
	特約100万円につき	20円	240円

外部報告

1. **京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会について**

特定地域協議会が 9 月 30 日に開催されます。第 1 回目は「特定地域設置要綱」の改正への同意であり、先日組合員の皆様に同意・不同意の回答を願い致しました。
これに基づき、9 月の協議会で要綱改正の同意が得られればその先に論議が進んで行くことになります。特定地域協議会への出席について、個人タクシーからは小島道春県協会会長の他に 2 名が追加され、武田幸太郎・中崎廣県協会副会長が委員として出席することになりました。

2. **「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～ＳＡＳ対策の必要性と活用」について　　国土交通省自動車局長**

居眠り運転や眠気に起因した漫然運転による事故の防止を図るためには、適切な運行管 理により過労防止を図るとともに、点呼等において、安全な運転ができないおそれがあるような疲労や睡眠不足状態がないかを常に注意していく必要があります。
一方、居眠りに至る過度な眠気をきたす様々な病気があることが知られており、これらに起因した居眠り運転を防止する観点から、早期発見・早期治療の取組みが重要です。その中で「睡眠時無呼吸症候群」(Sleep Apnea Syndrome：ＳＡＳ。以下「ＳＡＳ」という。) については、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成 22 年 7 月 1 日策定、平成 26 年 4 月 18 日改訂。以下「健康管理マニュアル」という。) において、ＳＡＳスクリーニング検査を推奨検査とし、「「睡眠時無呼吸症候群」に注意しましょう！」(平成 15 年 3 月策定。平成 19 年 6 月改訂。以下「ＳＡＳマニュアル」とい

う。）というマニュアルを活用する等して、ＳＡＳの周知と早期発見・早期治療に努めてきたところです。

ＳＡＳマニュアルを改訂し 8 年が経過したところであり、今般、この間に得られた知見や運用等の具体化も踏まえ、当該ＳＡＳマニュアルを全面的に見直し、題目を標記題目と改め、ＳＡＳの早期発見・早期治療について、再度徹底することとしましたので、ＳＡＳに起因する居眠り運転や漫然運転による事故の防止を図るため、別添資料（当該ＳＡＳマニュアル）及び下記事項について傘下会員事業者に対し周知徹底していただくようお願いします。

記

①別添資料「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～ＳＡＳ対策の必要性と活用～」を活用し、ＳＡＳの早期発見・早期治療の重要性について、運転者、運行管理者及び人事・労務担当者等全ての関係者に周知すること。

②ＳＡＳは生活習慣と大きく関係のある疾病であることから日頃からの健康管理教育の徹底を運行管理者等に促すこと。

③ＳＡＳであっても日中に強い眠気を感じない人がいることが様々な研究でわかっており、ＳＡＳの早期発見のため、日中に強い眠気を感じない運転者も簡易なスクリーニング検査を受診するよう努めること。

④スクリーニング検査でＳＡＳの確定診断のための精密検査が必要と判断された場合には、精密検査を受けるとともに、ＳＡＳと診断された場合には、適切な治療を受けるよう当該運転者を指導すること。

⑤ＳＡＳであっても、早期に発見し適切な治療をすれば、ＳＡＳでない者と全く同様な乗務が可能であることを理解し、ＳＡＳと判明したからといって乗務からはずすなどの差別的な扱いをしないこと。差別的な扱いを避けるためにＳＡＳであることを隠し、治療を受けないで運転業務を続けることが最も危険な状態であることを理解すること。

⑥ＳＡＳと診断された運転者の就業上の措置の決定や点呼時の乗務可否判断の目安に関しては「健康管理マニュアル」を併用するとともに、担当医及び産業医等と密に情報共有を行うこと。

⑦なお、ＳＡＳ以外にも、居眠り運転や眠気に起因した漫然運転と関連した様々な病気があることが知られており、原因不明の過度な眠気がある場合には、これらの早期発見・早期治療の観点からも、専門医療機関への受診が重要であることを理解すること。

※マニュアルについては下記アドレスに PDF 版がございますのでご活用下さい。

（国交省ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ） http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000210.html

3. 関東支部における事故削減の具体的取り組みについて　　全個協 関東支部長

官民一体で取り組んでいる事業用自動車総合安全プラン 2009 の関東支部での取り組みは、平成 24 年度から「健康」と「安全」を両輪に据えた二方面からの総合的な安全策を講じてきているところでありますが特に度重なる重大事故や悪質違反が発生したことから、行政当局から所謂 11.2 通達「個人タクシーの事故調査分析結果及び効果的な指導・監督体制の整備について」を受け、再発防止を図るための指導・監督体制整備を図る取り組みを含めて進めてきております。本年度においても、去る 7 月 21 日開催した関東支部「安全対策推進会議」において、事故削減目標に「危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無」を加えるとともに、目標を達成するための諸対策として決議した。下記事項に全力で取り組み、着実に定着させてゆく所存であります。

記

平成 27 年度「事業用自動車総合安全プラン 2009」及び「11.2 通達」への取り組み

平成 27 年度以降「関東支部における事故削減目標及び当面の取り組み」

Ⅰ事故削減目標

Ⅱ当面取り組む主要事項

① 安全体質の確立
② 事故情報の活用
③ 事故防止対策
④ 整備管理
⑤ 利用者が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択出来る仕組みの整備
⑥ 法令順守(コンプライアンス)の徹底
⑦ 薬物使用禁止の徹底
⑧ 事故削減に向けた取り組み状況の報告
⑨ 取り組みの報告

(平成 27 年 7 月 21 日関東支部「安全対策推進会議」決議)

4. 京浜交通圏特定地域協議会

日　時　　平成 27 年 9 月 30 日(水)　10 時 30 分～
場　所　　神交共ビル　(新横浜)

5. 通信技術委員会及び関東デジタル無線推進委員会開催について

日　時　　平成 27 年 10 月 2 日(金)　　12 時～
場　所　　自動車会館　(東京 九段)

6. 神奈川県個人タクシー協会 会計監査会

開催日　　平成 27 年 10 月 16 日(金) 会計監査会 13 時 30 分～
場　所　　神奈川県個人タクシー協会事務所

7. (一財)横浜市交通安全協会 表彰式

日　時　　平成 27 年 10 月 23 日(金)　　14 時～
場　所　　ロイヤルホールヨコハマ　(山下町)

8. 平成 27 年度 関東運輸局長 表彰式

日　時　　平成 27 年 10 月 23 日(木)　　14 時～
場　所　　青少年センター

9. 全国個人タクシー事業連合会中間監査

日　時　　平成 27 年 10 月 27 日(火)　　13 時～
場　所　　個人タクシー会館　(中野区)

10. 全国個人タクシー事業連合会正副会長会議

日　時　　平成 27 年 10 月 27 日(金)　　14 時～
場　所　　個人タクシー会館　(中野区)

11. (一社)全個協 関東支部輸送の安全管理研修会

日　時　　平成 27 年 10 月 28 日(水)　　13 時～
場　所　　個人タクシー会館　(東京 中野)

12. 神奈川タクシーセンターよりお知らせ

平成27年10月度、11月度、12月度の指導計画

平成27年7月度、10月度、11月度、12月度の指導計画としては、年末の忘年会等の繁忙期を迎える為、繁華街周辺での呼び込み乗車拒否等の道路運送法に違反する指導を強化します。

また、各地区における違法付け待ち行為等の防止・指導を強化すると同時に車内喫煙、乗り場待機場等での喫煙行為のマナー違反等、迷惑行為についての指導もあわせて行ないます。

10月の指導重点地区

1．横浜駅周辺地区（内海橋から岡野交差点にかけて）における違法付け待ち行為の防止および指導。
2．川崎駅北口周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。
3．上大岡駅周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。（夜間）
4．横須賀中央駅日の出町交差点における違法付け待ち行為の防止および指導。

＊その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

11月の指導重点地区

1．横浜駅周辺地区（内海橋から岡野交差点にかけて）における違法付け待ち行為の防止および指導。
2．鶴見駅周辺地区周辺における違法付け待ち行為および迷惑行為の防止および指導。（別添・・・１）
3．川崎駅市内全般における迷惑行為の防止および指導。
4．京急久里浜駅周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。

＊その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

12月の指導重点地区

1．横浜駅周辺地区における違法付け待ち行為及び呼び込み・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導。
2．川崎駅市内全般における違法付け待ち行為および呼び込み・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導。
3．横須賀市・三浦市における呼び込み・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為および違法付け待ち行為の防止および指導。
4．羽田空港適正入構と乗り場ルールの徹底についての指導。

＊その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

注意、9 月 18 日開催の街頭指導会議に於いて、横浜駅西口の内海橋から岡野町交差点周辺までのすべての路上が付け待ち禁止規制地区に追加されることとなりました(岡野町交差点については深山ビルからペレネ A1 ビルまでの区間)。10 月 1 日よりセンター指導課により暫定的に周知を兼ね指導を実施致します(横須賀市日の出町一丁目交差点付近も禁止規制地区に追加です)。

13. 神奈川タクシーセンター相談課からのお知らせ

利用者から寄せられた苦情事例

■苦情　事例 1

以前タクシーに乗った際、ガムを終始噛み続け、車内がミントの香りになっていて、運転が下手でブレーキばかり踏むので、子供が車酔いしたことがありました。タクシードライバーの質がかなり低下しているのではないでしょうか。

■苦情　事例 2

行き先を告げても何も言わないし、終始ガムを噛み続けているし、目的地に着いたら金額も言いませんでした。ああいうドライバーは気分が悪い。最低のドライバーでした。

■苦情　事例 3

乗車時、住所と近くの公園名を告げたが、住所をナビに入力せず、走行中、乗務員はガムを噛んでいた。住所を告げたのに、明らかに違う団地の公園を指して、「ここも公園だから分からないよ」と為口で悪態をつかれた。なぜ乗務員に悪態をつかれ、また、ガムを噛みながらの接客なのか。

上記 3 例とも、お客様が乗車しているにも拘らず、ガムを噛みながら接客を行っております。上記 3 例からも分かるように、ガムを噛みながらの接客は、お客様に非常に不快感を与え、また、別の苦情に繋がります。

ガムは乗務員の方が眠気覚まし等の為に噛む場合が多いですが、以上の事例を踏まえて、お客様が乗車する前に、必ずガムを口から出し、包み紙等に包み、片づけるよう、徹底して接客に努力して下さい。

14. 第 6 回横浜シーサイドトライアスロン大会」の開催に伴う交通規制のお知らせ

標記につきまして 10 月 25 日(日)に開催されます。毎年、秋に横浜八景島で開催されており、八景島の秋の風物詩となっております。

交通規制

場所：金沢区福浦の産業振興センター前 ～ 福浦駅 ～ 市大附属病院前 ～ 八景島シーパラダイス　(国道 357 号は迂回路に指定されております)

日時：10 月 25 日　9:00～13:00

※ 組合にチラシが 100 枚来ておりますので必要な方はお持ちください(組合２F)。

15. 京急金沢八景駅東口の歩行者及び車両の通行同船が変わります

平成 27 年 10 月 31 日(土)から「京急金沢八景駅から国道 16 号へ向かう道路」と「南北をつなぐ道路」の一部が通行できなくなります。

車両は駅前への進入及び南北の通り抜けが出来なくなります(地区の南側に転回スペースを設けます)。　　横浜市 都市整備局 金沢八景駅東口開発事務所

無線営業部報告

1. 8 月度無線配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本年度	7680 件	3764 件	3916 件	49.01%
前年度	4634 件	3985 件	649 件	85.99%
増減数	+3046 件	-221 件	+3267 件	
対　比	+65.73%	-5.54%	+503.38%	

※30 番 8 月度配車状況　8 月 01 日～8 月 31 日　881 台

2. 8月度新規契約状況　　3件

①　株式会社　関電工神奈川支社
横浜内線営業所・平塚内線営業所・厚木内線営業所・川崎内線営業所
以上4か所　枝番増設の為

②　株式会社　ネットワーク・コーポレーション
横浜市都筑区茅ヶ崎中央8－33　サウスコア7F
045-943-0188

③　太平電業　株式会社
川崎市川崎区扇島1番地1
JFEスチール(株)東日本製鉄所京浜地区内
044-299-0990

3. チケット無効公告　　5件

①1　契約先名称　戸田建設株式会社
2　住　　所　横浜市中区本町4－43
3　電話　番号　045－228－6061
4　お客様コード　No5582－000
5　チケット番号　No0089421－01～03
6　チケット枚数　3枚
7　チケットの色　グリーン
8　紛　　失　上記のチケット契約者が、平成27年8月12日付けを以て紛失いたしましたので共通利用無効を御通知致します。
横浜個人タクシー協同組合

②1　契約先名称　神奈川県信用漁業協同組合連合会
2　住　　所　横浜市金沢区富岡東2－1－22
3　電話　番号　045－778－3880
4　お客様コード　No1206－000
5　チケット番号　全て
6　チケット枚数　全て
7　チケットの色　イエロー
8　解　　約　上記チケット契約者が、平成27年8月17日付けを以って解約いたしましたので共通利用無効を御通知致します。
神奈川個人タクシー協同組合

③1　契約先名称　戸田建設株式会社
2　住　　所　横浜市中区本町4－43
3　電話　番号　045－228－6061
4　お客様コード　No5582－000
5　チケット番号　0086786－18
6　チケット枚数　1枚
7　チケットの色　グリーン
8　紛　　失　上記チケット契約者が、平成27年8月20日付けを以て紛失いたしましたので共通利用無効を御通知致します。
横浜個人タクシー協同組合

④1　契約先名称　　オリオン株式会社
　2　住　　所　　神奈川区鶴屋町 2－9－4　元木ビル 3F
　3　電話　番号　　045－410－2351
　4　お客様コード　No0263－000
　5　チケット番号　全て
　6　チケット枚数　全て
　7　チケットの色　イエロー
　8　解　　約　　上記チケット契約者が、平成 27 年 8 月 26 日付けを以って解約いたしましたので共通利用無効を御通知致します。
神奈川個人タクシー協同組合

⑤1　契約先名称　　株式会社　ピーオーリアルエステート
　2　住　　所　　東京都品川区西五反田 2－2－10
　3　電話　番号　　03－3494－7139
　4　お客様コード　No5424－001
　5　チケット番号　No0088347－02・04
　6　チケット枚数　2 枚
　7　チケットの色　グリーン
　8　紛　　失　　上記のチケット契約者が、27 年 9 月 4 日付けを以って紛失いたしましたので共通利用無効をご通知いたします。
横浜個人タクシー協同組合

4. 8 月度苦情報告　1 件

①神奈川支部組合員

苦情内容

9 月 6 日 16 時過ぎに神奈川区神大寺から日産スタジアムに行こうとタクシーに乗りました。運転手がコンサートがあるなら「日産スタジアムには混んでいて行きたくない」と何度も言ったので、では小机駅に行ってほしいと変更しました。次に横浜市港北区岸根交差点を直進しようとしたので、左折で小机駅方向でお願いしますと言ったら運転手は「日産スタジアムに裏道で行くのだ」と怒りの口調で言っていましたが、小机駅に変更しているのですから左折してくださいと頼み、それ以後はこちらが指示したようにお願いしました。その都度のやり取りが酷い態度で、降車する寸前まで文句を言われ不快極まりなく、4 人全員がこのような酷い態度のタクシーには乗ったことがないと呆れはてました。このような運転手が個人タクシー業を営んでるとは考えにくいことです。この報告がさらに逆切れされ、根にもたれると怖いので、厳重注意指導及びその内容の返信を希望します。もし返信がなければ陸運局に連絡いたします。

無線(適正化)委員会及び理事会において審議を行いました。

当該組合員は過去 2 回の表示灯取り外し処分を受けております。処分の後に平成 27 年 3 月 27 日及び 5 月 18 日にも苦情が発生しておりその都度厳重注意を行いましたが今回が 3 回目となりましたのでこれらを踏まえて審議致しました。車内防犯カメラの映像・音声を確認した結果ほぼお客様のご主張通りでありました。映像からネクタイを締めておらずシートベルトも不装着でお客様降車後の車内喫煙も確認されましたのでこれらについても厳重注意を行いました。当該組合員に対しては「誓約書及び表示灯（でんでん虫）90 日の使用停止処分」とし通知致しました。

②その他最近お客様より寄せられている苦情等について
主な内容は
車内がタバコ臭い・無線配車で待機中、車外で話をしている・タバコを吸っている等などの苦情が寄せられています、充分注意して下さい。

5. **月度無線機　275台　空台数　1台(新人装着予定)**

6. **無線（適正化）委員会審議事項**
① 上記報告の神奈川支部組合員苦情の件
② 30番待機車両の件
1) ダイヤビル・エントランス内の待機について、最近行灯を点灯してない車両がいる事について審議して頂きたい。
エントランス待機で行灯を消している車両について、本人に確認のうえ1か月間の出入り禁止にします。尚、他の違反等についても同じです。
※10月1日より実施致します。
③　本牧ベースの件
1) 登録移動可能の為、移動後ベースエリアの外に出てベースエリア内に戻ったら登録した時の順番に戻る、この件について審議して頂きたい。
ベースエリアの外に出たら移動局側で解除して下さい、解除しないで配車の順番がきたらセンター側で閉局しますので、移動局側で開局して下さい
※10月1日より実施致します。

7. **JTBオリジナルタクシーチケットの清算(換金)について**
JTBタクシーチケットの取扱に関して、以下の場合清算不可と通知されておりますので十分に注意・確認して受領して下さい。**・・・・・・・・・・・・・チラシ表示最終頁**
③ 清算不可能チケット
・印字日以外のご利用
・日付改ざん
④ 清算(ご利用)金額制限
・チケット印字限度額から超過した場合の差額分
券面金額から超過した場合には、クーポンは券面金額記入の上、超過分は現金・カードなど別手段にて収受願います。

8. **無線室の入室について**
無線室の入室に関しましては原則禁止となっております。御用の方は役員が在中の時、役員に声を掛け入室内容を伝えて下さい。組合事務所が閉まっている土・日・祝日は入室できません。

財政部報告

1. **8月分までの賦課金等未納状況**
9月24日　13:29分現在
未納者0支部　なし
未納者　　52名　　¥8,039,682

2. 未納者への督促及び対策について

督促状、電話連絡等での催促で滞納解消に努めております。滞納3ヶ月以上の組合員は全員「支部会報告書」・「神個協情報」への氏名掲載を検討しています。11月掲載を目途としておりますので滞納解消へご協力をお願い申し上げます。

3. 平成 27 年 8 月度、換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1 枚当たり「参考」
H.27 年 8 月分換金額	11,043 枚	81,255,153 円	7,358 円
H.26 年 8 月分換金額	10,580 枚	78,245,599 円	7,395 円
増　減　額	463 枚	3,009,554 円	6,500 円
対　比	4.376%	3.846 %	87.897%

4. 平成 27 年 8 月度、神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1 枚当たり「参考」
H.27 年 8 月分換金額	8,654 枚	62,239,053 円	7,191 円
H.26 年 8 月分換金額	8,196 枚	58,052,699 円	7,083 円
増　減　額	458 枚	4,186,354 円	9,140 円
対　比	5.588%	7.211 %	129.04 %

5. 平成27年 8月度、デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

8月度　(363台)	枚数	金額	1 枚当たり「参考」
デビットカード	1 件	14,630 円	14,630 円
クレジットカード	2,780 件	19,798,723 円	7,121 円
カード会社チケット	1,649 件	13,101,450 円	7,945 円

＜参考＞平成26年8月度デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

8月度　(347台)	枚数	金額	1 枚当たり「参考」
デビットカード	2 件	5,360 円	2,680 円
クレジットカード	2,158 件	14,068,550 円	6,519 円
カード会社チケット	1,590 件	12,731,099 円	8,006 円

6. 親睦会特別褒賞金の支払い及び廃業慰労金、譲渡支援金の徴収について

8 月　廃業者

支部	氏名	在籍年数		特別褒賞金	廃業慰労金	譲渡支援金	計
		年	月				
磯	浜田守勝	19	9	50,000	447,078	0	497,078

※8 月分の廃業慰労金の徴収額は 831 円となり、10 月に請求します。

7. デビットクレジット参加者対象　ドコモポイント景品入札のお知らせ

東京都個人タクシー協同組合より、電子決済システム（デビットクレジット）の通信費によるドコモポイントで交換した景品を、オークションで販売するとの案内が来ております。オークションに入札を希望される方（デビクレシステム参加者に限ります）

は、組合事務所 2 階カウンター設置の入札箱へ入札をしてください。（景品リスト、入札票は組合事務所 2 階カウンターにあります）

① 参加対象者
電子決済システム（デビットクレジット）参加者

② 景品
景品リスト参照（組合事務所 2 階カウンターに設置）

③ 入札締切
平成 27 年 10 月 20 日（火）

8. 帳簿からのお願い

① 確定申告時に青色申告特別控除(65万円)が受けられます。その為には普通預金の残高も明確にする必要があります(あくまでもチケット換金分が入金される普通預金に限ります)ので、毎月収支明細表の左下の欄に記入して下さい。

② 8月に事業税の支払いがあった方は経費になりますので、収支明細表の租税公課欄に記入して下さい。領収書の保管も忘れずにお願いします(5月支払の自動車税も忘れている方は記入して下さい)。

③ まだ収支明細表の記入をされていない方は、出来るところまでで大丈夫ですからチャレンジして下さい。いずれはご自身で作成して頂かなくてはなりませんので(帳簿係が補佐致します)よろしくお願い致します。

④ 集計表の提出の遅い方がいます。その為に帳簿の事務処理が遅れてしまいますので、ご協力をお願い致します。尚提出が遅れる理由が発生した場合はご一報下さい(毎月3日が提出期限です)。